

従業者名簿（風営法）※平成26年10月17日以降

(ふりがな) 氏名	-----		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	採用年月日	年 月 日採用	
住所	〒 電話 ()			
従事する業務の内容				
接客従業者か否かの別	接客従業者 ・ その他	退職年月日	年 月 日退職	
接客従業者である場合の措置				
第1 確認事項				
○ 生年月日				
○ 国籍				
○ 日本国籍を有しない者は、				
・ 在留資格及び在留期間				
並びに就労が認められていない在留資格を有する者であるときは、				
・ 資格外活動の許可の有無及びその内容				
又は特別永住者であるときは、				
・ その旨				
第2 確認年月日				
【 平成 年 月 日確認 】				
備考 確認に用いた書類				
1 日本国籍を有する者				
<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書（生年月日及び本籍地都道府県名が記載されたもの）				
<input type="checkbox"/> 一般旅券（パスポート）				
<input type="checkbox"/> 官公庁発行の書類その他これに類するもの（生年月日及び本籍地都道府県名が記載されたもの）				
2 日本国籍を有しない者。ただし、3及び4に掲げる者を除く。				
<input type="checkbox"/> 旅券（パスポート、難民旅行証明書等） <input type="checkbox"/> 在留カード				
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書（在留カードとみなされるものに限る。）				
3 日本国籍を有しない者。ただし、資格外活動許可者に限る。				
<input type="checkbox"/> 旅券（証印あり）				
<input type="checkbox"/> 旅券（証印なし）及び資格外活動許可書又は就労資格証明書				
4 日本国籍を有しない者。ただし、特別永住者に限る。				
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書				
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書（特別永住者証明書とみなされるものに限る。）				

備考1 臨時に使用した者や業務委託会社から派遣された者についても、全て記載すること。
2 退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係るものを営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業は、営業の本拠となる事務所等）に備えておくこと。
3 接客従業者とは、接待のほか、客席への案内、料金徴収、配膳等、客に接する業務に従事する者全てであり、掃除その他の開店前準備の業務のみに従事する者等は、含まない。
4 「接客従業者である場合の措置」の第1は確認した事項を【 】内に、第2は確認した年月日を【 】内に、備考は確認に用いた書類の□にレ印を付し、その写しを従業者名簿に添付すること。
5 この従業者名簿の形式は、例示であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の法令上の要件を具備した標準的なものである。

第1 在留カード、外国人登録証明書又は旅券で確認する在留資格及びその該当する例示

○ 特定の就労活動が認められている在留資格

在留資格	該当する例示（職業等）
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授、講師等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	企業の通訳、デザイナー、語学教師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属加工職人等

注：「興行」の在留資格では、飲食店での接待はもちろん、掃除その他の開店前準備の業務に従事するなどの「興行」に係るもの以外の就労活動はできない。

○ 就労活動が認められていない在留資格

在留資格	該当する例示（職業等）
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、短期商用、会議参加者等
留学	大学、短期大学等の学生
就学	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	研修生
家族滞在	就学外国人等が扶養する配偶者・子

注：資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができるが、風俗営業や性風俗関連特殊営業の営業所等での就労はできない。また、許可を得た者は、その本人の申請により就労資格を証明する文書が交付される。

○ 就労の可否は、個々に指定される活動の内容によるものとされるもの

在留資格	該当する例示（職業等）
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等

○ 身分・地位に基づく在留活動が認められ、したがって、就労活動に制限がない。

在留資格	該当する例示（職業等）
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の連れ子等

注：「特別永住者」も活動に制限がなく、したがって、就労活動に制限がない。

第2 従業者名簿を備えておかなければならない者

- ※ 風俗営業者
- ※ 店舗型性風俗特殊営業を営む者
- ※ 無店舗型性風俗特殊営業を営む者
- 店舗型電話異性紹介営業を営む者
- 無店舗型電話異性紹介営業を営む者
- ※ 酒類提供飲食店営業を営む者（日出時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く。）
- 深夜（午前零時から日出時までをいう。）において飲食店営業（酒類提供飲食店営業除く。）を営む者

注：接客従業者の生年月日、国籍等の確認義務がある者は、※印のもの。ただし、風俗営業者は、接待飲食等営業者に限り、遊技場営業者は除かれている。

従業者名簿について

行政書士 人見事務所

平成26年10月17日以降、内閣府令の改正により **従業者名簿の本籍地記載は不要**となりました。

ただし接待飲食等営業者の場合は「接客従業者の生年月日、国籍等」の確認義務があり、従業者名簿と併せてその確認資料を営業所に備え付けておく必要があります。

※ **パチンコ店等の場合は確認資料の備え付けは必要ありません。**（従業者名簿の備え付けは必要です。）

確認資料としては、「生年月日及び本籍地の都道府県名の記載のあるもの」が必要です。

具体的には次のとおりです。

- ・ **住民票記載事項証明書**（生年月日と本籍地都道府県が記載されたもの。コピーはだめです。）
個人情報保護の観点から都道府県名までの記載で構わないとされています。

本人の了解があれば、通常の住民票（本籍地の記載のあるもの。コピーはだめです。）でも構いません。

※外国人の場合は、国籍・在留資格・外国人住民となった年月日・在留カード番号の記載のある住民票が必要です。

- ・ **パスポートのコピー**

注意！！

- * **退職した方についても、3年間**は従業者名簿と確認書類をお店に備え付けておく必要があります。
- * **臨時に使用した人や派遣で来た人についても**従業者名簿と確認書類をお店に備え付けておく必要があります。